

令和9年度

児童クラブ通所申込案内

1 4月から年間利用する場合（夏休み期間を除く）

(1) 申請受付期間

令和8年10月1日(木)～10月14日(水)

(2) 申請方法

原則として電子申請による申込みとなります。

※ 申請には、就労証明書等が必要です。碧南市 HP よりダウンロードができます。必ず事前にご準備ください。



碧南市HP

電子申請が困難な場合のみ、書面申込みを受け付けます。

(申請書配布場所)

各児童クラブ

午後1時～午後6時（土曜日は午前9時～5時）

碧南市社会福祉協議会

午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

(申請書受付場所)

碧南市社会福祉協議会

午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※ 書類の不備や不足がある場合は、原則、審査の対象とすることができません。

(3) 5月以降利用を開始する場合

通所する月の前月初日から申込みできます。

(4) その他

- ・必要に応じて申請内容の聞き取りを行うことがあります。
- ・新規利用者は、利用決定後に面接を実施します。

2 夏休み期間に利用する場合

(1) 対象期間：7月終業式～8月末

(2) 申請時期：令和9年5月中旬

- ・申請についての詳細は、広報へきなん令和9年4月号掲載予定です。
- ・夏休み期間の利用を希望する人は全員申請が必要です。

3 申請に必要な書類

(1) 就労証明書または、診断書など通所の理由となる証明書等

父親、母親、祖父母（70歳未満(昭和32年4月2日生まれ以降)で同居している方）全員分の証明書が必要です。

※ 兄弟姉妹で申請する場合は、世帯に1部で結構です。

(2) 同一敷地内に祖父母宅がある場合は、別世帯という証明書類(同月の電気料金請求書等)

(3) 児童クラブ通所申請書（書面で申請される場合）

—注意事項—

- 必要書類を全て揃えて申請期間内に申請してください。不足や不備がある場合、原則、審査の対象とすることができません。ご不明な点は、事前に確認してください。
- 申請書類に虚偽の内容があった場合は、入所の決定を取り消すことがあります。
- 証明内容について不明な点がある場合は、ご担当の方へ照会させていただく場合があります。

4 通所期間

学年毎に毎年1年契約となります。

最長で令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

5 通所決定について

- (1) 申請を受けた後、児童クラブ通所基準により定員の範囲内で児童クラブの通所を決定します。
- (2) 定員を超えた場合「児童クラブ通所選考基準」（市のホームページ参照）により必要の度合いが高いと認められた児童から順に通所を決定します。また、指数が同じ場合は生年月日の若い人を優先します。
- (3) 新年度通所の可否については、1月下旬までに郵送にて通知させていただきます。

6 利用料金の支払いについて

児童クラブの利用料は、金融機関の口座からの振替納付を原則としています。通所決定後、手続きをお願いいたします。

【利用料口座振替日】利用月の27日（休業日の場合はその翌営業日）

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27日	27日	28日	27日	27日	27日	27日	29日	27日	27日	28日	27日

7 その他

支援員又は事務局が大切な児童を安全にお預かりするため、出身園又は学校に様子をお伺いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

■問合せ

- 制度に関すること 碧南市役所こども健康部こども課子育て支援係 TEL 95-9886
- 利用・申し込みに関すること 社会福祉協議会 TEL 46-3702